

堺弓道協会規約

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、堺弓道協会（以下、本会という）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を本会会員宅に置く。

(上部団体)

第 3 条 本会は、上部団体である大阪府弓道連盟（以下府連という）および堺体育協会（以下堺体協という）に加盟する。

(目 的)

第 4 条 本会は、弓道を通じて会員相互の親睦を深め、射法・射技の向上並びに人格の高揚を図ると共に、地域における弓道の普及に寄与することを目的とする。

(行 事)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため次の行事を行う。

1. 月例射会
2. 府連および堺体協主催ならびに後援の各種射会への参加
3. 射法・射技の研修
4. 会員相互の親睦を目的とする会の開催
5. その他本会の目的達成に必要なこと

第二章 会 員

(会 員)

第 6 条 本会の会員を正会員、準会員および月例射会当日会員とする。

本会の主旨に賛同し、所定の手続きを経たものは、本会の正会員になることができる。

他の弓道同好会の会員で、入会を希望するものは、所定の手続きを経て、準会員として入会することができる。

月例射会当日会員とは、正会員・準会員以外の月例射会参加者をいう。

(退会・移籍・除名)

第 7 条 退会もしくは移籍を希望するものは、所定の手続きを経るものとする。

但し、死亡もしくは除名のときはこの限りではない。

1年以上にわたり会費を滞納したものは、退会したものとみなす。

但し、一度に限り納付期限付きの督促を行う。

会員がその義務を怠り又は本会の名誉を毀損した場合は理事会の決議により除名することができる。

第三章 役 員

(役 員)

第 8 条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|------------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副 会 長 | 若干名 |
| 3. 理 事 | 若干名 |
| 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 会 計 監 査 | 2 名 |

なお、会長、副会長もしくは理事の内 1 名は府連のクラブ代表理事とする。

(役員 の 選 任)

- 第 9 条 役員は正会員から選任する。
会長の選任は、理事会の推薦を経て、総会の承認を得るものとする。
副会長、理事、幹事および会計監査は会長が推薦し、総会の承認を得るものとする。
上部団体の役員(クラブ代表理事および堺体協の役員)の選任は、会長が行う。

(役員 の 任 務)

- 第 10 条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれに代わる。
 3. 理事は、会長および副会長を補佐し、業務を分担して執行する。
 4. クラブ代表理事は、本会を代表して府連の理事会に出席すると共に、本会と府連との連携を図る。
 5. 幹事は、理事の業務を助け、本会の円滑な運営を図る。
 6. 会計監査は、本会の会計を監査する。
 7. 府連理事会ならびに堺体協の会議への出席に際し、事前に本会の統一意見を用意する必要がある場合は、理事会の承認を得た上で出席するものとする。また、出席者は理事会に議事報告を行うこととし、議事報告は本会ホームページに公開することができる。

(任 期)

- 第 11 条 役員の仕事は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
補充または増員による役員の仕事は、現任者の残任期間とする。

(特 別 職)

- 第 12 条 本会に特別職として名誉会長、顧問および相談役をおくことができる。

第 四 章 会 議

(会 議 の 種 類)

- 第 13 条 本会の会議は、定時総会、臨時総会および理事会とする。

(会 議 の 召 集)

- 第 14 条 定時総会は年1回、会計年度終了後2ヶ月以内に行い、臨時総会および理事会は、必要に応じて会長が召集する。

(総 会 の 成 立)

- 第 15 条 総会は総会出席者を以って成立する。

(総 会 の 議 長)

- 第 16 条 総会の議長はその都度選出し、議長は議決で可否同数の場合はこれを決裁する。

(総 会 の 議 決)

- 第 17 条 議事は出席会員の過半数をもって議決する。
議決権は、正会員のみが有する。

(定 時 総 会 の 報 告 事 項)

- 第 18 条 定時総会には次の事項を報告する。
1. 予算ならびに決算の報告
 2. 活動方針の発表および経過報告
 3. 会員および会務の状況
 4. その他本会の維持運営に必要な事項

(理事会の構成・議長・議決)

- 第 19 条 理事会は、会長、副会長および理事をもって構成し、会長は議長にあたる。
理事会は構成員の 2/3 (委任状含む) の出席をもって成立とし、議事は構成員 (委任状含む) の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長がこれを決裁する。

第五章 会 計

(収 入)

- 第 20 条 本会の会計は次の各号より構成される。
1. 入会金
 2. 年会費
 3. 寄付金
 4. その他の収入

(会計年度)

- 第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(会 費 等)

- 第 22 条 入会金、年会費等については、別途会費規程に定める。
年度途中で退会したときは、既納の会費その他は返還しない。

(会計監査)

- 第 23 条 本会の決算は年 1 回会計監査による監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

第六章 雑 則

(規約の改正)

- 第 24 条 この規約の改正は総会で行う。
第 25 条 この規約に定めるもの以外に必要な事項は別に定める。

- 付 則 この規約は、平成 22 年 4 月 18 日より施行する。
堺弓道協会規約 (平成 10 年 4 月 19 日施行) は廃止する。